

平成 23 年分収支報告に係る政治資金監査報告書について (都道府県選挙管理委員会分)

1. 政治資金監査の結果 (概要)

- 総務大臣分と同様に、都道府県選挙管理委員会に提出された平成 23 年分収支報告に係る政治資金監査報告書においても、「政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた」とされた国会議員関係政治団体の割合が増加。

	H22年分	H23年分
・ 総 務 大 臣 分	95.6%	→ 96.0%
・ <u>都道府県選管分</u>	94.7%	→ <u>96.1%</u>
合 計	95.0%	→ 96.1%

- 引き続き、政治資金監査の適確な実施を通じ、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に寄与。

<都道府県選挙管理委員会分>

区 分	調査団体数	割 合
(1) 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの	2, 0 4 5	9 6 . 1 %
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	1 9	0 . 9 %
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支 出があったもの	6 2	2 . 9 %
(4) (2) 及び(3) が複合したもの	1	0 . 1 %
計	2, 1 2 7	1 0 0 . 0 %

(参考)

<総務大臣分>

区 分	調査団体数	割 合
(1) 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの	796	96.0%
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	7	0.8%
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支 出があったもの	23	2.8%
(4) (2)及び(3)が複合したもの	3	0.4%
計	829	100.0%

<総務大臣分+都道府県選挙管理委員会分>

区 分	調査団体数	割 合
(1) 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの	2,841	96.1%
(2) 会計帳簿に記載不備があったもの	26	0.9%
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支 出があったもの	85	2.9%
(4) (2)及び(3)が複合したもの	4	0.1%
計	2,956	100.0%

2. 政治資金監査報告書の記載状況等

- 都道府県選挙管理委員会に提出された平成23年分収支報告に係る政治資金監査報告書においても、総務大臣分と同様に、一部ではあるが、その記載内容等について、都道府県選挙管理委員会による不備の指摘等があったところ。

(参考事例等)

① 政治資金監査報告書に関する不備の指摘例

- ・ あて名が国会議員関係政治団体の正式名称ではない名称で記載されていたり、当該政治団体の代表者名が漏れていたたりした。
- ・ 登録政治資金監査人の氏名が自署でなかったり、押印されていなかった。
- ・ 解散等をした団体に係る収支報告書の提出根拠となる規定が誤っていた。
- ・ 政治資金監査の対象となる書類がすべて列記されていなかった。
- ・ 領収書等の亡失等に関して、領収書等亡失等一覧表が添付されていなかった。

② 都道府県選挙管理委員会から寄せられた主な意見

- ・ Q&Aを充実してほしい。
- ・ 登録政治資金監査人に対する研修を充実してほしい。

- そのため、「政治資金監査マニュアル」の記載内容の見直し、関係士業団体との連携、フォローアップ説明会への積極的な参加の促進など、「政治資金監査に関するQ&A」の充実及び「政治資金監査報告書チェックリスト」の積極的活用の促進により、個々の登録政治資金監査人に対してきめ細かな指導・助言を行い、総務大臣分、都道府県選挙管理委員会分いずれについても、より精度の高い政治資金監査報告書が作成されるよう注力。

<具体例>

(1) 政治資金監査マニュアルの改定（予定）

- ・ 本調査結果を踏まえ、政治資金監査マニュアルの記載内容を見直すなど、政治資金監査に資するよう記載内容を充実
- ・ ホームページへの掲載やフォローアップ説明会等の機会を通じ周知徹底

(2) 関係士業団体との連携

- ・ 関係士業団体が主催する士業者向け研修会等の機会も活用するなど、関係士業団体と連携

(3) フォローアップ説明会の積極的な参加の促進など

- ・ より多くの登録政治資金監査人が参加できるよう、引き続き全国の各ブロックで開催するとともに、今年度と同様に開催実績のない地区で開催
- ・ 新たに、日中に参加できない登録政治資金監査人のために夜間開催を実施するとともに、年度前半の説明会に参加者が集中する状況を改善するため、年度当初に通年開催計画（日時や場所を明記したもの）を公表
- ・ 本調査で見受けられた事例（任意様式のものなど）の紹介も交えながら、政治資金監査報告書の正確な記載等について周知徹底
- ・ 政治資金監査あるいは政治資金監査報告書の作成に関して判断が困難な事案があった場合には、政治資金適正化委員会へ照会するよう周知徹底

(4) 「政治資金監査に関するQ&A」の充実

- ・ Q&Aを追加・改定した場合は、ホームページへの掲載やフォローアップ説明会等の機会を通じ、速やかに周知徹底
- ・ 今年度上期に実施した登録政治資金監査人アンケートでの指摘を踏まえ、Q&Aを追加・改定した場合は、当該Q&Aを個別に掲示することでホームページの利便性を向上

(5) 「政治資金監査報告書チェックリスト」の積極的活用の促進

- ホームページへの掲載やフォローアップ説明会等の機会を通じ、積極的活用を促進
- 政治資金監査報告書チェックリストの活用について、政治資金監査マニュアルの改定の際にマニュアル本文に掲載